

令和6年度川崎市計画相談支援体制強化事業費補助金の募集について

令和6年7月3日

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

川崎市では、令和元年度から、本市に所在地を置く指定特定相談支援事業所もしくは指定障害児相談支援事業所（以下、「相談支援事業所」という。）が、当事者主体による相談支援に取り組み、複数の相談支援専門員配置体制を構築し、計画相談支援の体制強化及び質の向上を図ることを目的に、川崎市計画相談支援体制強化事業費補助金を創設し、令和6年度も引き続き実施いたします。

申請をご検討の法人におかれましては、川崎市計画相談支援体制強化事業費補助金交付要綱及び5. 確認書類等をご確認のうえ、次のとおりご提出ください。

なお当該補助金は、申請書類をご提出いただき、審査のうえ交付決定を行います。その後、事業の実施、事業完了後に実績報告書類をご提出いただき、審査のうえ金額が確定するものです。

1. 提出書類

- ① 川崎市計画相談支援体制強化事業費補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 事業計画書（第2号様式）（申請対象となる相談支援専門員1名につき1部）
- ③ 収支予算書の写し
- ④ 定款及び運営規程の写し
- ⑤ 指定特定相談支援事業者の指定書の写し（指定を受けている場合）
- ⑥ 提出書類確認書

2. 個別相談について

申請をご検討の方に対して、事前に個別相談も受け付けております。ご不明な点がございましたら、6. 問合せ先 まで御連絡ください。

3. 書類提出期限

申請 **令和6年8月30日（金）まで ※消印有効**

申請期間：令和6年7月3日～8月30日

※ただし、申請件数が予算の上限に達した場合、期限前に申請受付を終了いたします。

実績 補助事業が完了した時点において、交付要件を満たす見込みとなった法人より順次提出

提出期間：令和7年1月1日～3月31日

※申請および実績の提出にあたっては、連絡先を明記のうえ、提出時にメール

(40syokei@city.kawasaki.jp) にて提出した旨をあわせて御連絡ください。

4. 提出先

郵送

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課地域支援担当
川崎市計画相談支援体制強化事業費補助金担当あて

または、オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）によるオンライン申請

<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/portal/home>

※オンライン申請の場合でも、一部の書類については郵送でのやり取りが発生します。

5. 確認書類

申請にあたっては、次の書類もあわせてご確認ください。

- ・川崎市計画相談支援体制強化事業費補助金交付要綱
- ・様式（第1号～第8号様式）、第7号様式別紙1～4
- ・スケジュール概要

6. 問合せ先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 後藤・中村担当

TEL 044-200-0871

FAX 044-200-3932

メール 40syokei@city.kawasaki.jp

7. その他留意事項等

- 提出書類確認書に担当者・連絡先（TEL・FAX・メール等）をお知らせください。
- 各書類は、A4で御提出ください。
- ホチキス止めをしないでください。
- 交付要件第6条（3）に該当する研修に関する情報の掲載先は、以下のとおりです。御確認のうえ、お申込ください。

障害福祉情報サービスかながわウェブサイト

「書式ライブラリ検索 文書／カテゴリ検索」→「川崎市からのお知らせ」

<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=10>

または、川崎市総合研修センターウェブサイト

<https://www.kensyu-c.jp/sonota.php?id=155> 等